

# 駐在だよりはるにれ

〜みんなであつこう 安心な街〜

▽駐在だよりほか  
広報とよころ

社協だより

役場だより

問合せ先  
池田警察署 ☎572・0110  
茂岩駐在所 ☎574・2013  
豊頃駐在所 ☎574・2151  
大津駐在所 ☎575・2002

## 秋の交通安全運動の実施

9月21日（水）から30日（金）まで  
○ドライバーの皆さんへ  
夕方から夜間にかけて、歩行者や自転車の見落としや発見遅れによる交通事故を防ぐために、交差点での安全確認を徹底し、対向車や前車がいないときは、ハイビームを活用しましょう。  
運転する前に、同乗者全員がシートベルトとチャイルドシートを正しく着用しているか確認しましょう。

### ○歩行者の皆さんへ

道路を横断する前にしっかりと左右を確認しましょう。  
夜間、歩いて外出する際は、明るい色の服を着たり、持ち物に反射材を付けましょう。

### ○飲酒運転は悪質な犯罪です

「飲酒運転をしない、させない、許さない、そして見逃さない」を徹底し、二日酔い運転を含めた飲酒運転を根絶しましょう。

### ○自転車事故を防止しましょう！

・自転車に乗るときは、ヘルメットをかぶり、夜間は必ずライトを点けま

しょう。  
人と衝突してケガをさせてしまった場合、多額の賠償となるケースもあります。万が一に備えて自転車損害賠償保険等に加入するようにしましょう。

### 収穫時期の事故防止

収穫作業が集中する秋季は、農作業における事故が多く発生します。機械操作や高所作業等においては、ヘルメットを着用する。万が一に備え、携帯電話を所持するなど、家族等へすぐに連絡できるようにしましょう。

### ヒグマによる人身被害の防止

□複数で行動し、音で存在を知らせましょう。  
□ヒグマの出没情報等に気を付けましょう。  
□残飯や生ごみの処理には注意しましょう。  
□フンや足跡、食べた跡を見つけたら、すぐに引き返しましょう。  
□ヒグマに遭遇した場合は、落ち着いて行動しましょう。  
逃げたり、さわいんだり、慌てて行動すると、かえってヒグマを興奮させ、襲われる危険があります。ゆっくりと静かに立ち去りましょう。

## Net119 緊急通報システムのご案内

### Net119 緊急通報システム

Net119緊急通報システムとは、聴覚、言語、そしゃく機能の障害等で、音声による通報が困難な方がスマートフォンやタブレット等の携帯端末から119番通報ができるシステムです。

令和3年9月15日からシステム運用を開始しています。

こちらの利用には、事前登録が必要で、ご登録いただくと居住する範囲だけでなく、外出先でも利用できます。

### Net119

#### 緊急通報システムの機能

通報するには、画面にある選択項目をタップして簡単に通報することができます。チャット機能を搭載しており、症状や状況を詳しく伝えることができます。また、携帯端末のGPS機能による位置情報システムから、通報者の位置情報を伝えることができるため、旅行先で住所がわからない場合などにも安心です。

問合せ先  
とちぎ広域消防局情報指令課 ☎574・2214  
豊頃消防署 ☎574・2310

#### 利用対象者

- ・十勝管内に居住、通勤または通学している方
- ・聴覚、言語、そしゃく機能の障害等により、音声による通報が困難な方

#### 利用登録について（申請方法）

##### WEB申請

QRコードから空メールを送信し、申請用URLから申請をお願いします。



##### 書類による申請

最寄りの消防署から登録申請書入手、もしくは、とちぎ広域消防事務組合ホームページから申請書をダウンロードしていただき、必要事項を記入して申込ください。  
利用者登録申請方法や利用方法については、とちぎ広域消防事務組合ホームページからご確認ください。

とちぎ広域消防局情報指令課  
帯広市西6条南6丁目3番地1  
☎0155(26)9127  
FAX 0155(22)9119  
call@fire-tokachi.hokkaido.jp  
HP http://fire-tokachi.hokkaido.jp/

豊頃消防署  
☎574-2310  
FAX 574-2782  
toyokoro@fire-tokachi.hokkaido.jp

## 地域安全ニュース

問合せ先  
池田警察署  
☎572・0110

### これって「オレオレ詐欺？」

- ・家族などをかたる電話に注意！
- ・オレだけだ！
- ・お金が必要だ！
- ・上司の家族がお金を取りにいこうからね

### 被害にあわないために

- ・電話番号が変わったといわれても、今までの番号に電話をかけてみましょう。
- ・ご家族や警察などに相談しましょう。

### 不審者から身を守るため

#### あなたに気を付けてほしい

#### 4つのポイント

- 夜間の一人歩きは極力避けて、人通りの多い、明るい道を通る。
- イヤホンで音楽を聴いたり、スマートフォンを操作しながら歩かない。

□防犯ブザーなど防犯グッズを携帯する。

□玄関に入って施錠するまで周囲に十分警戒する。

■不審者は暗い夜道を一人で歩く女性を狙っています。

■大きな声を出すことで、周囲の人に知らせることができます。



## 「インボイス制度」のご案内

### インボイス制度とは

インボイス制度とは、令和5年10月1日から始まる消費税の仕入税額控除の方式です。

インボイス制度においては、買手は消費税の仕入税額控除のために、原則として、売手が交付するインボイスを保存する必要があります。

売手がインボイスを交付する場合は、登録番号の記載が必要であり、登録番号を取得するためには登録申請手続きが必要で

### 登録申請手続

インボイス制度が始まる令和5年10月1日から登録を受けるには、原則、令和5年3月31日までに登録申請書を提出する必要があります。  
※期限間近には申請が集中し、処理に一定の時間を要する場合があります。早申請を予定されている方は、早期提出にご協力ください。

### インボイス制度説明会・登録申請相談会のご案内

税務署では、インボイス制度の概要を説明する「インボイス制度説明会」や登録申請を希望される方へ、スマートフォンを利用した登録申請手続を説明する「登録申請相談会」を開催しています。

詳細は、札幌国税局ホームページに掲載していますので、ご確認ください。

札幌国税局ホームページから

### 消費税のインボイス制度説明会 登録申請相談会のご案内

- ▶消費税の基本的な仕組みから理解されたい方向けの「インボイス説明会」を開催。
- ▶国税庁ではオンライン説明会を開催中！

※説明会の様子はYouTubeチャンネルから、いつでも視聴可能です。

